

営業秘密の要件各国対比表

(別紙2)

	日本	アメリカ		ドイツ		韓国	EU
法律	不正競争防止法(民事・刑事)	統一営業秘密保護法(民事)	経済スパイ法(刑事)	民法(民事)	不正競争防止法(刑事)	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(民事刑事)	欧州委員会のEU指令案
条文	この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう(2条6項)。	「営業秘密」とは、製法、雛形、編集物、プログラム、装置、方法、技術又はプロセスを含み、以下の情報を意味する。 (i)その開示又は使用によって経済的価値を得ることのできる他の者に、一般に知られておらず、かつ適切な手段によっては容易に解明されないことにより、現実の又は潜在的な独立の経済的価値が得られるもの。 (ii)秘密性の保持のために、当該状況のもとにおいて合理的な努力の対象となっているもの。 (1条4項)。 ※TMI報告書88頁の訳文	「営業秘密」とは、全ての形式、種類の金融、商業、科学、技術、経済、あるいは工学情報で、有体物であるか無体物であるかを問わず、また、物理的、電子的、図形的、写真的、あるいは書面により、貯蔵、編集、あるいは記憶化されているかどうか、またはその方法に関係なく、図案、計画、編集物、プログラム・デバイス、公式、デザイン、プロトタイプ、手法、技巧、プロセス、手続、プログラム、あるいはコードを含むものであり、以下の場合に該当する必要がある。 (A) その所有者がかかる情報を秘密にしておくために、合理的な手段を講じている場合。 (B) 情報が、社会には一般に知らされていないもので、かつ既に突き止められていないものから、適切な手段を通じて、現実的であれ、潜在的であれ独立した経済的価値を引き出している場合(1839条)。 ※TMI報告書85頁の訳文	定義規定なし		営業秘密とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有し、相当な努力によって秘密として維持されている生産方法、販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう(2条2項)。 ※TMI報告書350頁の訳文	(1)「営業秘密」とは、以下の全てを満たすものを指す。 (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組み立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属するものに一般的に知られておらずまたは容易に知ることができないという意味において秘密であること (b) 秘密であることにより商業的価値があること (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること
要素比較	秘密として管理されていること	秘密性保持のために当該状況のもとにおいて合理的な努力(efforts)の対象となっていること	秘密にしておくために合理的な手段(measures)を講じていること	- (事業者の秘密保持の意思が、外部に認識しうる程度に表明されていること)	-	相当な努力によって秘密として維持されていること	秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置(reasonable steps)がとられていること
	有用であること	経済的価値があること	経済的価値があること	- (事業関連性)	-	経済的価値があること	商業的価値があること
	公然と知られていないこと	一般的に知られていないこと	一般的に知られていないこと	- (ごく狭い範囲の者に知られており、周知ではないこと)	-	公然と知られていないこと	一般的に知られていないこと

(参考)

- ・平成21年度 諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究(TMI)報告書
- ・平成25年度 諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究(MRI)報告書
- ・営業秘密管理指針(最終改訂平成25年8月16日)